

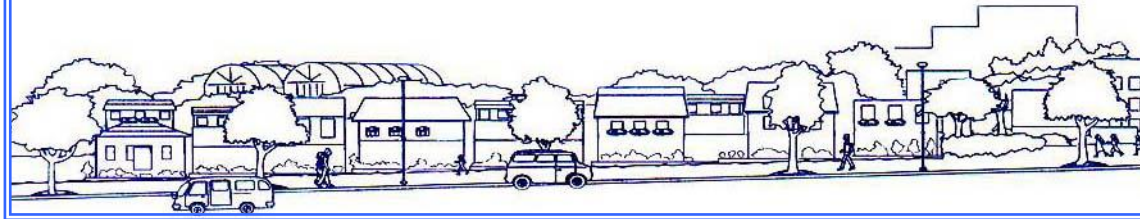
北小岩一丁目東部地区

No.99
2011/12/6
江戸川区土木部
沿川まちづくり課



連絡先：推進第一係

TEL5668-5877



日頃より区政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

今号のまちづくりニュースでは、平成23年11月18日（金）に開催しました、第1回土地区画整理審議会の議事内容について掲載いたします。

○審議会の会長並びに会長職務代理の互選について



〈審議会の様子〉

区：審議会を議事運営するために会長並びに会長職務代理を委員の中から互選で決めてもらいます。

委員：区画整理は専門的な知識が必要になるので、会長には学識経験者がよい。

委員：審議会は、この地区の区画整理のことを話し合うのだから会長は地区の委員からなるのが望ましい。学識経験者は、サポート的な立場として会長職務代理をお願いしたい。

委員：地域内の利害関係者でない人が会長になるべきである。

区：審議会会長の役割は、議事その他の会務※1を総理することです。なお、委員として審議会の議決に加わることはできない※2こととなっています。

委員：地域の意見を反映させるために、会長には地区の委員になることがよいとの意見もあったが、会長は、委員として審議会の議決に加わることはできないので、会長には学識経験者がよいのではないかと。

区：委員の方から2つの意見が出ています。学識経験者を除く委員の方の挙手による選挙を行います。

選挙の結果、会長職に学識経験者の座間充氏、会長職務代理に柴田明氏となりました。

※1 会務：会の事務

※2 委員として審議会の議決に加わることはできない：審議会の議決において、土地区画整理法第62条第3項により委員の意見が可否同数の場合は、会長の決するところによります

○議事運営規則について

委員：議事運営規則第15条で委員の録音機、撮影機の類の携帯を禁止しているが、個人的な記録を残すために録音をしたい。また、議事運営規則に15条を盛り込んだ経緯を教えてください。

区：議事録の作成は、正確な議事内容を残すため、外部の速記業者に委託をしています。議事内容は、議事録により確認できるため、議事運営規則第15条で録音機等の取扱いを定めています。

委員：個人的な記録を残したいとの意見もわからなくはない。しかし、録音されることにより自由な意見が言えなくなる。

委員：議事内容は、速記業者が議事録として作成するのだから、個人的な記録を残す必要はない。録音した記録には、個人情報も含まれるため、その管理方法について問題がある。

委員：議事内容を確認したいのであれば、事務局に聞けばよい。

委員：事務局に聞けばいいとのことだが、そのような仕組みはあるのか。また、すぐに確認できるのか。

区：委員の方から申し出があれば、発言の確認を行えるように対応します。

委員：本日決定した議事運営規則の内容を変更することはできるのか。

区：議事運営規則第13条の規定により、必要事項は、会長が審議会に諮った上で新たに定めることができることとなっています。



〈審議会の様子〉

○審議会の公開について



〈審議会の様子〉

委員：傍聴内規の第2に傍聴人の規定があり、「当地区内の・・・」と傍聴できる範囲を地区内に限定しているのはなぜか。

区：審議会は、地区内の話し合いであるため、傍聴内規で「当地区内の・・・」という内容にしています。

委員：地区外の人に公開することはないのか。

区：地区外の方については、傍聴内規の第2の六に「会長が許可した者」との規定があり、どのような方かを確認し、会長に許可を諮った上で、傍聴することができます。審議会は原則公開ですが、個人情報等に関するものは、非公開となります。

委員：地区内外の人が傍聴を希望して傍聴人の定数（8名）を超えた場合、地区内の方が優先されるのか。

会長：それは状況によります。地区外の方がどのような方かを確認した上で判断します。

○議事録の公開について

委員：審議会の議事録はどのように公開するのか。

区：作成した議事録は、まちづくり事務所に備え付けをして閲覧できるようにします。

委員：いつでも閲覧できるのか。

区：議事録は、会長及び会長が指名した委員2名の方に議事録の内容を確認していただき、署名をいただいた後に、閲覧することができます。

委員：議事録は、江戸川区のホームページに載せないのか。

区：議事録のホームページへの掲載は行いません。審議会での議事の内容は、まちづくりニュースで皆さまにお知らせしてまいります。

委員：作成した議事録は委員に配布するのか。

区：委員の方についても、議事録の配布は行いません。議事録は原則、閲覧していただくこととなります。



〈審議会の様子〉

以上のような話し合いがあり、最終的に委員の方の採決を行いました。その結果、議事運営規則、議事運営細則、傍聴内規について賛成多数により、原案のとおり決定いたしました。

※まちづくりニュースNo.97でもご案内したとおり、第2回土地区画整理審議회를平成23年12月16日(金)午後7時より北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所で開催を予定しております。傍聴を希望される方は、「まちづくりニュースNo.98」裏面の傍聴内規第4(傍聴手続き)をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願います。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

